（様式７）

指定管理者指定申請辞退届

 　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

 埼玉県知事

　　川越市長

 申請者　主たる事務所の所在地

 名　　　称

 代表者氏名

　指定管理者の指定申請書を令和　　年　　月　　日に提出しましたが、下記の理由により辞退したいので届け出ます。

記

 申請を辞退する理由

（様式８）

　　令和　　年　　月　　日

埼玉県知事

川越市長

|  |  |
| --- | --- |
| グループの名称 |  |
| (代表団体) | 所在地 |  |
|  | 団体の名称 |  |
|  | 代表者氏名 |  |

グループによる申請等に関する委任状

埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設及び川越市文化芸術振興・市民活動拠点施設の指定管理者の公募に応じるため、次のとおりグループを結成し、埼玉県及び川越市との間における次に掲げる事項に関する権限を代表団体に委任します。

当グループが当該施設の指定管理者として指定された場合は、代表団体及び構成団体は指定管理者としての業務の遂行及び業務の遂行に伴い当グループが負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負います。

|  |  |
| --- | --- |
| グループの名称 |  |
| 同事務所の所在地 |  |
| グループの代表団体（受任者） | グループの構成団体（委任者） |
| 所　在　地団体の名称代表者氏名　　　　　　　　　　　　 | 所　在　地団体の名称代表者氏名　　　　　　　　　　　　 |
| グループの構成団体（委任者） | グループの構成団体（委任者） |
| 所　在　地団体の名称代表者氏名　　　　　　　　　　　　 | 所　在　地団体の名称代表者氏名　　　　　　　　　　　　 |
| グループの成立及び解散の時期並びに委任の期間 | 当グループは、　　　　年　　月　　日に成立し、当該施設に係る指定の期間終了後３か月を経過する日までは解散することができない。ただし、当グループが当該施設の指定管理者として指定されなかったときは、直ちに解散する。委任の期間は、当グループが成立した後、解散するまでの間とする。 |
| 委任事項 | １　指定管理者の指定の申請に関すること。２　指定管理業務等に係る協定の締結に関すること。３　指定管理料等の請求及び受領に関すること。４　指定管理業務等に係る契約に関すること。 |
| その他 | １　本協定書に基づく権利義務は、第三者に譲渡することはできない。２　本協定書に定めのない事項については、構成団体全員の協議の上、別途、詳細な協定を締結するものとする。 |

※グループの構成団体の数が４者を上回る場合は、この様式に準じて様式を作成してください。

※グループ協定書を添付してください（様式９参照）

埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設及び川越市文化芸術振興・

（様式９）

市民活動拠点施設の指定管理に係るグループ協定書（参考）

（目的）

第１条　○○（グループの名称）は、埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設及び川越市文化芸術振興・市民活動拠点施設（以下「本施設」という。）を管理する指定管理者として、関係法令、埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設条例（平成２５年埼玉県条例第４０号）及び川越市文化芸術振興・市民活動拠点施設条例（平成２５年川越市条例第１６号）の規定に基づき、埼玉県（以下「県」という。）及び川越市（以下「市」という。）と締結する本施設の管理に関する協定（以下「基本協定」という。）を遵守し、構成団体が共同連帯して本施設の管理運営業務（以下「指定管理業務」という。）を遂行することを目的として、グループに係る協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（名称）

第２条　本協定に基づき設立するグループは、○○（以下「本グループ」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　本グループは、事務所を○○に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　本グループは、○○年○○月○○日に成立し、本施設に係る指定の期間終了後３か月を経過する日までは解散することができない。

２　前項の規定にかかわらず、本グループは、本施設の指定管理者として指定されなかったときは、直ちに解散するものとする。

（構成団体の所在地及び名称等）

第５条　本グループの構成団体は、次のとおりとする。

（１）所　在　地　○○

　　　団体の名称　○○

　　　代表者氏名　○○

（２）所　在　地　○○

　　　団体の名称　○○

　　　代表者氏名　○○

（３）所　在　地　○○

　　　団体の名称　○○

　　　代表者氏名　○○

（４）所　在　地　○○

　　　団体の名称　○○

　　　代表者氏名　○○

（代表団体）

第６条　本グループは、○○を代表団体とする。

（代表団体の権限）

第７条　本グループの代表団体は、指定管理業務の遂行に関し、本グループを代表して次に掲げる権限を有するものとする。

（１）指定管理者の指定の申請に関すること。

（２）指定管理業務等に係る協定の締結に関すること。

（３）指定管理料の請求及び受領に関すること。

（４）指定管理業務等に係る契約に関すること。

（構成団体の責任）

第８条　各構成団体は、指定管理業務の遂行及び指定管理業務の遂行に伴い本グループが負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第９条　本グループの取引金融機関は、○○銀行○○店とし、本グループの名称を冠した代表者名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（業務の分担等）

第１０条　各構成団体の業務分担及び負担金分担額は、次のとおりとする。ただし、指定管理業務の一部に変更があったときは、当該変更等の内容に応じ、業務分担及び負担金分担額を変更するものとする。

（１）○○業務　○○（団体の名称）　○○円

（２）○○業務　○○（団体の名称）　○○円

（３）○○業務　○○（団体の名称）　○○円

（４）○○業務　○○（団体の名称）　○○円

（５）共通業務　－　　　　　　　　　○○円

２　各構成団体は、前項の規定により分担する業務を遂行するため、必要な経費の分配を受けるものとする。この場合において、共通業務に係る経費については、各構成団体の負担金分担額の割合に応じて分配するものとする。

（決算）

第１１条　本グループは、毎年度終了後、当該年度の指定管理業務について決算をするものとする。

２　指定管理者の指定の手続に要した経費は、構成団体全員の同意により当該年度の決算に繰り入れるものとする。

（損益の分担）

第１２条　前条第１項の規定による決算の結果、構成団体に分配すべき余剰金又は構成団体が分担して負担すべき不足金が生じた場合には、次に掲げる割合によって各構成団体がその配分を受け、又は負担するものとする。

（１）○○（団体の名称）　百分の○○

（２）○○（団体の名称）　百分の○○

（３）○○（団体の名称）　百分の○○

（４）○○（団体の名称）　百分の○○

（権利義務の譲渡の制限）

第１３条　本協定に基づく各構成団体の権利義務は、第三者に譲渡することはできない。

（解散後の瑕疵担保責任）

第１４条　本グループが解散した後においても、指定管理業務の遂行につき瑕疵があったときは、各構成団体は連帯してその責めに任ずるものとする。

（疑義についての協議）

第１５条　本協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、構成団体全員の協議の上、これを定めるものとする。

代表団体○○外○団体は、上記のとおり○○グループ協定を締結したので、その証として本正本○通及び副本２通を作成し、それぞれ記名押印の上、正本については各構成団体が１通を保有し、副本については県及び市に提出する。

　　○○年○○月○○日

代表団体（所　在　地）

　　　　（団体の名称）

　　　　（代表者氏名）

構成団体（所　在　地）

　　　　（団体の名称）

　　　　（代表者氏名）

構成団体（所　在　地）

　　　　（団体の名称）

　　　　（代表者氏名）

構成団体（所　在　地）

　　　　（団体の名称）

　　　　（代表者氏名）

重大な事故又は不祥事に関する報告書

（様式10）

 　　　　　　　　　 令和　　年　　月　　日

 埼玉県知事

　　川越市長

所在地

法人等の名称

代表者の氏名

埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設及び川越市文化芸術振興・市民活動拠点施設の指定管理者指定申請にあたり、令和６年７月８日から起算して過去５年間に生じた重大な事故又は不祥事について、次のとおり報告します。

１　重大な事故又は不祥事の有無

２　発生年月日、発生場所、事件又は不祥事の別及びその概要

３　発生時の対応及び帰責事由の有無

４　発生後の対応、策定した再発防止策の内容及び役職員への周知状況

５　現在の状況（紛争継続の有無等）

※　重大な事故又は不祥事とは、募集開始の日から起算して過去５年間に、申請する団体等（グループ申請の構成団体を含む。）の役員又は従業員に生じた次のものを指します。

・重大な事故又は不祥事の定義

(1) 他の団体における指定管理者業務に係る指定の取消し、業務停止命令を受けた場合

(2) 国、地方自治体における入札参加停止措置を受けた場合

(3) 役員及び従業員において重大な事故または不祥事※があった場合

　　※「埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」第３条又は「川越市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱」第２条に基づき指名停止を行う要件に該当するもの

委託予定業務一覧表

（様式11）

ｸﾞﾙｰﾌﾟ名称：

※　委託を予定している業務について、業務名ごとに内容等を記載してください。

※　委託先が未確定の場合は、業務区分ごとに内容等を記載してください。

※　委託業務を開始する際、あらかじめ県又は市から文書により承認を受けていただきます。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 業務区分 | 業務名 | 内　容 | 委託の理由 | 委託先選定方法選定時期選定方法の考え方 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |

※業務区分の例：

　　施設保守点検業務、清掃業務、警備業務、企画・計画業務、広報業務等

募集要項の内容等に関する質問書

（様式12）

法人等名

担当者名

連 絡 先：電話

　　　　　FAX

　　　　 電子ﾒｰﾙ

　　※募集要項等の該当箇所を提示のうえ、簡潔かつ具体的に記入してください。

　　※電子メール（添付ファイル）により県又は市に提出してください。

　　≪質問の受付期間≫　　　令和６年７月１２日（金）から７月２３日（火）正午まで

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 質問番号 | 区　分※募集要項、添付資料２等 | 該当箇所 | 質　問　内　容 |
| ﾍﾟｰｼﾞ | 行 |
|  |  |  |  |  |

申請URL　送付依頼申込書

（様式13）

 令和　　年　　月　　日

 埼玉県産業労働部産業支援課　あて

 （E-mail　a3770-11@pref.saitama.lg.jp　）

　申請書類を送付したいのでURLの送付を希望いたします。

|  |
| --- |
|  |
| 法人等の名称 | （ふりがな） |
|  |
| 法人等の所在地 |  |
| 連　 絡　 先 | 所属部署名 |  |
| 担　当　者 | （ふりがな） |
|  |
| 電　　　話 |  |
| Ｆ　Ａ　Ｘ |  |
| E-mailｱﾄﾞﾚｽ |  |
| ＊必ず電子メールで送信してください。（E-mail　a3770-11@pref.saitama.lg.jp　）**＊URL送付申込締切は、令和６年８月２３日(金)までです。** |

（様式14）

**埼玉県税の納税状況等の確認に関する同意書**

年　　月　　日

埼玉県知事

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者の主たる

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事務所の所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人等の名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者の氏名

　埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設及び川越市文化芸術振興・市民活動拠点施設の指定管理者の指定を申請するにあたり、指定管理候補者の選定時、また、指定管理者として指定された場合にあっては当該指定期間中（令和７年４月１日から令和１２年３月３１日までの５年間）に、埼玉県において、埼玉県税の納税状況等について納税状況等確認システムを用いて確認することに同意します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 法人番号（13桁） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

※　法人番号指定通知書等に記載のある13桁の法人番号を記載してください。

※　納付後間もないなど、納税状況が本県のシステムで確認できないときは、納税証明書の提出を求めることがあります。

※　国税の納税証明書、市町村税の納税証明書は従来どおり提出してください。